

地域未来投資促進法の基本方針改定案 及び 土地利用調整制度に係るガイドラインの改定 について

**2023年5月29日
地域経済産業グループ**

目 次

1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置
2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組

1. 地方公共団体等の取組促進に向けた国としての措置

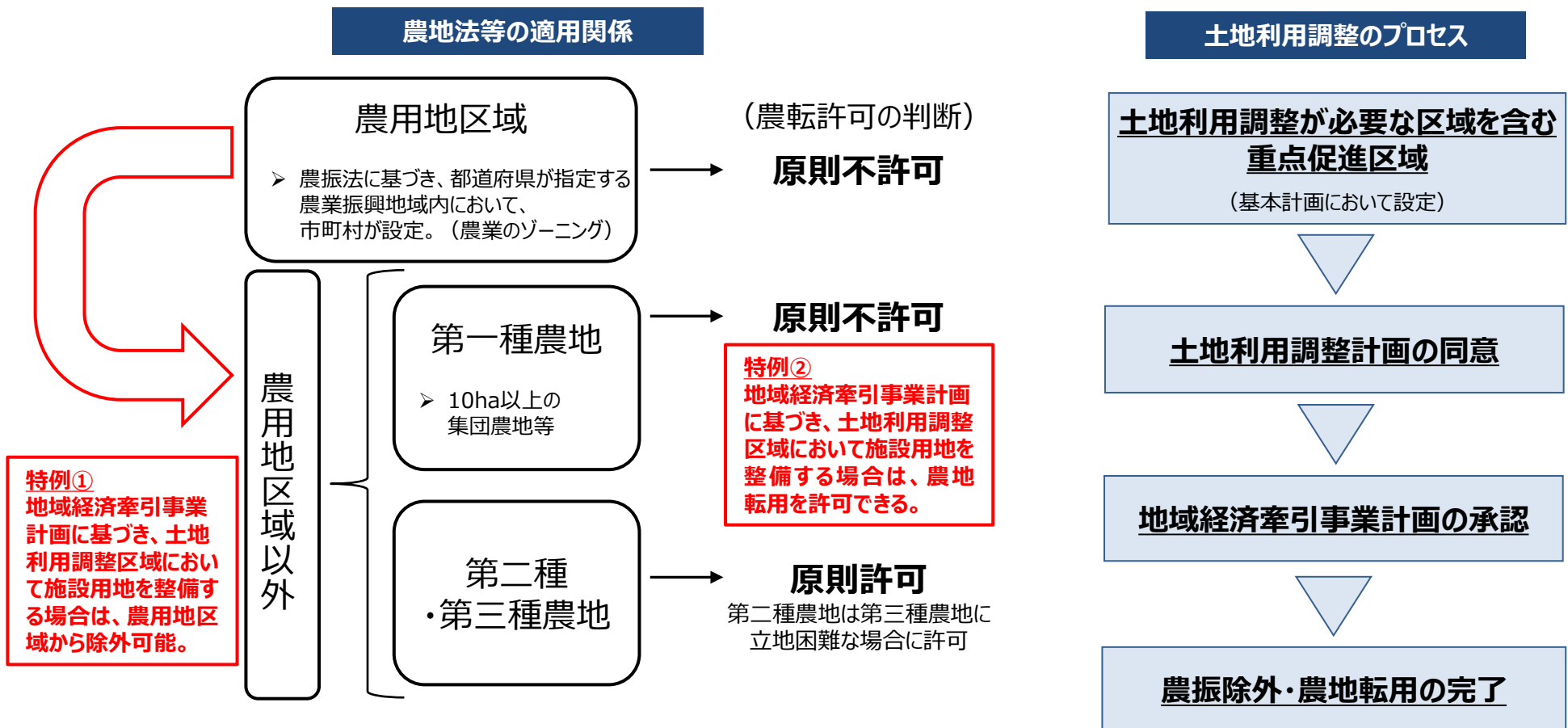
地方公共団体等からの意見を踏まえた土地利用調整制度の運用改善や拡充等

- 土地利用調整の迅速化に向けた制度の明確化
(重点促進区域の設定に当たり地域経済牽引事業の具体的な内容等が決まっている必要はないこと等)
【ガイドライン】
- 土地利用調整制度の活用事例の公表
- 都市計画法の特例の拡充 (次世代モビリティに対応した物流施設の対象施設への追加)
【基本方針】

地域未来投資促進法の土地利用調整制度（農地）

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、地域経済牽引事業計画に基づき整備される施設用地について、農用地区域からの除外や第一種農地の農地転用が可能（※）。

※「農用地区域外での開発を優先すること」「面積規模が最小限であること」等の条件を満たすことが必要。



※都市計画法の開発許可が必要な場合は、その見込みがあること

土地利用調整に関する地方公共団体からの意見と対応方針

- 県内への進出を打診してきた**企業に工場建設の候補地を提示**したが、現地は優良な農地であるため、ただちに手続きを開始しても**転用には相当の時間がかかる見込み**。企業の**スピード感に対応できず**、誘致が上手くいかない。

- 
- **基本計画に定める重点促進区域の設定にあたっては、地域経済牽引事業の具体的な内容等が決まっている必要はない旨をガイドラインに明記**。企業の立地の意思を確認する前に**土地利用調整のプロセスの一部（重点促進区域の設定）を先行して進めることで、農地転用の手続きを迅速化**。
 - 加えて、土地利用調整計画の作成に当たり、地域経済牽引事業計画が最終的に確定していない段階であっても土地利用調整計画の作成・同意が可能であることや、土地利用調整区域に農用地区域を含む場合の検討事項をガイドラインに明確化することで、作業を円滑化。

- どのようなプロセスで関係者と調整を進めたのか、土地利用調整の必要性をどのように整理したのか等、**これまでの活用事例が共有されると制度を使いやすくなる**のではないかと。
- 本制度を活用した土地利用調整の実績があるが、**他県の事例を確認しながらであれば更に時間を短縮できた**かもしれない。

- 
- **地域未来投資促進法を活用した土地利用調整の事例集を順次作成・公表**。
 - 土地利用調整の結果、重点促進区域に農用地区域を含むこととなった理由等が具体的に記載された事例集を参考にすることで、地方公共団体における土地利用調整の作業を円滑化。

(参考) 土地利用調整制度に係るガイドラインの改定内容

※赤字部分が改定箇所

地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン

第1 基本計画の作成について

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）

(2) 区域設定の理由

(略)

重点促進区域を定め、土地利用調整を行う場合にあっては、基本方針第1へ(2)を踏まえ、既存の工業団地、遊休地等の把握を行い、こうした用地が存在する場合には、その土地を優先して活用することとする。工場適地調査を利用している場合は、調査時点を明確に記載すること。

また、基本方針第1へ(2)及び(3)を踏まえ、農用地区域外の土地及び市街化区域（非線引き都市計画区域にあっては用途地域）内において現に宅地化された土地を優先して活用することとする。

これらの活用を優先すべき土地が存在するにもかかわらず、それ以外の土地に重点促進区域を設定する場合においては、その理由を記載すること。
(略)

なお、重点促進区域の設定に当たっては、地域経済牽引事業を実施する企業による具体的な事業計画やそれに基づく土地利用調整の見通しなどを求めるものではない。(略)

地域未来投資促進法における土地利用調整計画のガイドライン

第1 土地利用調整計画の作成について

法第11条第1項に基づく土地利用調整計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。(略)

(2) 土地利用調整区域において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する次に掲げる事項

イ 当該地域経済牽引事業の内容

基本計画において定めた当該区域での実施を想定する地域経済牽引事業の内容（地域の特性の活用、高い付加価値の創出、地域の事業者に対する相当の経済的効果等）について、当該土地利用調整区域で事業を行う必要性を踏まえた上で記載するものとする。

ロ (略)

(3) 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

① 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

基本方針及び同意基本計画を踏まえて、農業振興地域整備計画や市町村都市計画等の各種計画との整合を図りながら、適切に当該区域を土地利用調整区域として設定していることを確認するため、基本方針第1へ(2)及び「地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン」の「第1 9 (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項」に基づき定めた同意基本計画の土地利用調整方針に即し、農業振興地域制度担当部局、農地転用許可制度担当部局及び農業委員会と調整した結果を記載するものとする。

なお、土地利用調整区域の設定に当たっては、農用地区域外での施設整備の可能性を検討する必要があるが、この検討は、重点促進区域の中で限定的に行えば足りる。

また、やむを得ず、農用地区域を含める場合には、把握した立地ニーズから想定される施設の種類や面積を踏まえ、農用地区域以外の土地では事業の目的が達成できない理由を確認し、適切に設定すること。

(略)

(参考) 土地利用調整の事例 (富山県高岡市)

農用地区域かつ第1種農地(約1.5ha)を承認地域経済牽引事業者(産業機械部品関連製造業)が転用のうえ、既存工場の隣接地に新工場を建設。

土地利用調整のプロセス

- ①2018年 3月：基本計画における重点促進区域の設定
- ②2018年10月：高岡市による土地利用調整計画の策定
- ③2018年12月：事業者による地域経済牽引事業計画の策定
- ④2019年 3月：農用地区域からの除外(農振除外)
- ⑤2019年 3月：第1種農地の転用の完了

基本計画

【重点促進区域の設定理由】

既成市街地や農用地区域外には企業のニーズを満たす一団の土地がない。当該区域は、電気や上下水道が整備されているほか、北陸新幹線新高岡駅や北陸自動車道高岡砺波スマートICが存在しておりインフラが充実。自動車部品関連産業やアルミ産業の集積があり、機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を重点的に促進する区域として農用地区域約1.5haを含む約14haの区域を設定。

＜土地利用調整区域の概要＞

基本計画：富山県地域未来投資促進計画
 区域面積：約1.5ha
 土地利用区分：農用地区域かつ第1種農地
 ⇒地域未来投資促進法を活用

土地利用調整計画

【土地利用調整区域の設定理由】

重点促進区域内には遊休地が存在せず、既存の業務用地については他の用途に用いられており、活用可能な土地や工場適地が存在しない。さらに、本区域に立地が想定される産業機械部品関連製造業の工場の立地については、既存の工場との近接性が不可欠であり、必要とされる敷地面積を確保するため、基本計画に定められた調整方針を踏まえつつ、農用地区域を含む約1.5haの区域を土地利用調整区域として設定。

※土地利用調整区域全域が市街化調整区域であったため、農地転用許可と同時に都市計画法第34条第7号により開発許可を取得

＜事業実施場所の概況＞



地域経済牽引事業計画

【事業計画の概要】

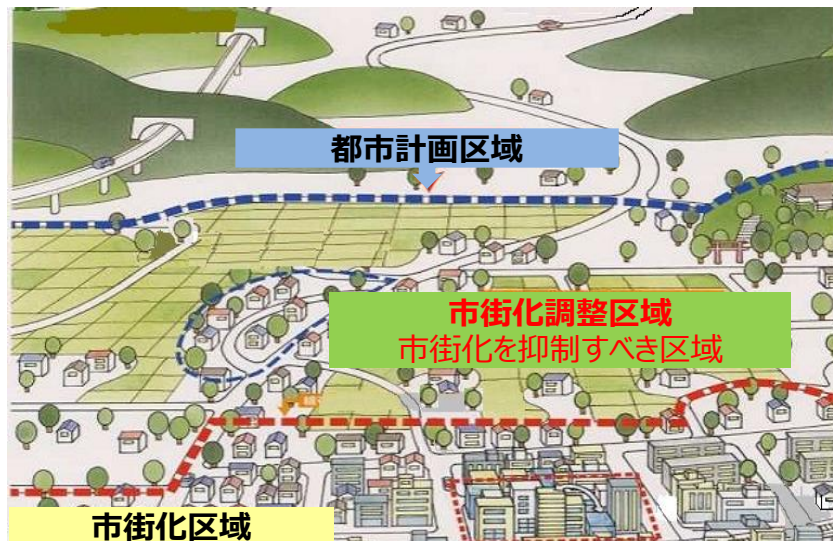
施設老朽化に伴うBCP対策のため、新たに工場を建設し、生産拠点の集約による効率化を図り、生産能力を拡大。

都市計画法の特例の拡充（次世代モビリティに対応した物流施設）

- 地域未来投資促進法の基本計画において重点促進区域が設定され、さらに当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、都道府県の同意を受けている場合、**基本方針に規定された対象施設について、都市計画法の開発許可の特例（市街化調整区域における開発の許可）を受けることができる。**
- 2022年に追加したデータセンターに続き、地域経済牽引事業における自動運転の実装・普及を通じてデジタルとリアルが融合した地域生活圏を形成すべく、新たに「**次世代モビリティに対応した物流施設**」を追加。

都市計画法の開発許可制度

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分
- 市街化調整区域においては、開発を抑制



- 1) 既に市街地を形成している区域
- 2) 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

（出典）国土交通省

<配慮の対象施設>

- 地域未来投資促進法に基づき、所要の手続きを経ることで、下記の対象施設に関しては、市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとされる。

（1）流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する**食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場**

（2）原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される**農林水産物等の生産地等**又は**現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場**

（3）変電所の近傍

変電所（構外に**6万ボルト以上**の電圧で電気を伝送するもの）の近傍に立地する**コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設**（当該施設の用に供する土地の面積が**10ha以上**のもの）

（4）高速自動車国道等のインターチェンジの近傍

高速自動車国道等のインターチェンジの近傍に立地した次世代モビリティに対応した物流施設（高速自動車国道等又は高速自動車国道等と連絡する道路に連絡する通路（専ら当該物流施設の利用者の用に供することを目的として設けられるものに限る。）を備えているものであって、自動運行車の運行を支援する環境が整備されており、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）に電気を供給するための設備又は水素自動車に水素を充てんするための設備が当該物流施設の利用者の用に供するよう適切に整備されているものに限る。）

2. 外部環境の変化を踏まえて地方公共団体等に期待される新たな取組

時代の転換点にあたって重要となるサプライチェーンの強靱化やGX・DXの推進に必要な事業環境整備を中心に、**地方公共団体等に期待される役割を基本方針の見直しを通じて明らかにし、取組を促進**

- ベストプラクティス等を踏まえた地方公共団体の取組モデルの提示【基本方針、ガイドライン】
 - A) 経済成長の原動力となるイノベーションを生み出すスタートアップへの支援
 - B) 労働力需給の逼迫を踏まえた地域における重要産業の特定と戦略の策定・国の経済安全保障政策との調和
 - C) 少子高齢化が進む中での地域の事業者の人材確保に向けた支援
 - D) 産業用地のストックが減少する中での地域の事業者の産業用地の確保に向けた支援
 - E) 賃上げの原資の確保に向けた環境整備による地域の事業者の賃上げ促進
 - F) カーボンニュートラルの地域の事業者への実装に必要なきめ細かなGX支援
 - G) 生産性向上や新事業展開の切り札となる地域の事業者へのDX支援
 - H) 経営資源の将来世代への引継ぎ・新たな需要の開拓に向けた事業承継支援

※地方公共団体とともに地域経済牽引事業を支援する地域経済牽引支援機関の取組モデルについても、人材確保、賃上げ促進、GXの促進、DXの促進等に関して必要な追記を行う。【基本方針、ガイドライン】

地域未来投資促進法における基本方針と改定案概要

基本方針における記載項目	改定案概要
第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項 イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項 (1) 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標 ① 目指すべき地域の将来像の概略 ② 目標値の設定 (2) 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項 ① 地域の特性の活用 ② 高い付加価値の創出 ③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果 ロ 促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項 (1) 促進区域の設定 (2) 重点促進区域の設定 ① 重点促進区域の設定方法 ② 工場立地特例対象区域の設定 ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項 ニ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項 (1) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備 (2) 情報処理の促進のための環境の整備	● 原則、目標値は、地域経済牽引事業による付加価値創出額の積み上げで設定
(3) その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項 ① 事業者からの事業環境整備の提案への対応 ② 事業者の成長促進等 (A) ③ 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援 (B) ④ 地域ブランドの育成・強化 ⑤ 研究開発や販路開拓等の支援 ⑥ 人材育成・確保支援 (C) ⑦ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援 (D) ⑧ 賃上げ促進支援 (E) ⑨ グリーン・トランスフォーメーションの促進支援 (F) ⑩ デジタル・トランスフォーメーションの促進支援 (G) ⑪ 事業承継支援 (H)	● 時代の転換点にあたって重要となるサプライチェーンの強靱化やGX・DXの推進に必要な事業環境整備を中心に、地方公共団体等に期待される役割を追加
ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項 (1) 技術に関する研究開発及びその成果の移転促進 (2) 市場に関する調査研究及び情報提供 (3) 経営能率の向上の促進 (4) 資金の融通の円滑化 (5) 研修 (6) 事業承継等支援 (7) 人材育成・確保支援 (8) 賃上げ促進支援 (9) GXの促進支援 (10) DXの促進支援	● 二(3)改定に併せ、人材確保、賃上げ促進、GXの促進、DXの促進等に関し追記
ヘ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 (1) 地域振興に関する計画等との調和 (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項 (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項 (4) 自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項	● 土地利用調整関係ガイドライン改定 ● 特例対象施設（次世代モビリティに対応した物流施設）を追加

地域未来投資促進法における基本方針と改定案概要

基本方針における記載項目	改定案概要
ト その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項 (1)PDCAサイクルの強化 (2)地域経済牽引事業促進協議会の設置 (3)地域経済牽引事業計画に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体制の整備 第二 地域経済牽引支援機関の連携に関する事項 イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項 (1)連携の意義 (2)連携の目標 ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項 (1)連携支援事業の内容 (2)連携支援事業の実施方法	● 基本計画の計画期間終了後に加え、全ての地域経済牽引事業が完了した段階においても、実績に基づく最終的な評価を実施

地方公共団体等の取組モデルの提示（基本方針の改定案）

- 地方公共団体等の取組モデルを提示しつつ、国としても支援策を講ずることで、国と地方公共団体の協力の下、地域経済牽引事業の促進に向けた事業環境整備に取り組む。

A) スタートアップへの支援

地域において経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すため、「スタートアップ育成5か年計画」も踏まえたスタートアップへの支援が重要。

- 金融機関や大学等と連携したスタートアップへの資金供給の拡大
※国としても、中小機構「地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）」等を措置
- スタートアップに対する公共調達の拡大
※国としても、行政との連携実績のある企業カタログを制作・周知
- スタートアップが行う実証事業への支援（必要に応じて規制改革にも配慮）

改定内容

B) 地域における重要産業の特定と戦略の策定・国の経済安全保障政策との調和

労働力需給の逼迫が見込まれる中、地域として特に高い付加価値を創出する重要産業を特定し、そのサプライチェーンの構築・強靱化戦略を策定することが重要。なお、その際、経済安全保障等の観点を踏まえ、必要な場合は、関連する国の方針との調和に努めることが望ましい。

- 地域経済分析システム（RESAS）等も活用した地域における重要産業の特定
※国としても、「RESAS普及活用支援調査員」を経済産業局に配置し、活用を支援
- 当該産業の振興に関する産業戦略の策定と当該産業への重点的支援
- 経済安全保障の観点から重要な産業に関する国の方針との調和

改定内容

地方公共団体等の取組モデルの提示（基本方針の改定案）

C) 人材確保に向けた支援

少子高齢化が深刻化し、労働力人口が減少する中、人材育成だけでなく、地域経済を牽引する事業者が必要とする人材（**女性、若者、兼業・副業人材、高度外国人材**等）の確保と定着に取り組むことも重要。

改定内容

- 子育て両立、従業員の健康維持、女性活躍等の促進に資する国の認定制度等（注1）の普及促進
※国としても、ダイバーシティ経営診断ツール等の企業自身が自社の取組状況を把握するツール等を提供
- 地域経済を牽引する事業者（注2）の認知度を向上し人材確保につなげるための情報提供
- 兼業・副業人材や高度外国人材と事業者とのマッチングやこれら人材の定着への支援
※国としても、教育機関等の関係機関と一体となって、地域の企業群が人材の獲得・育成・定着を行う取組（地域の人事部）を促進

（注1）くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定、健康経営優良法人認定、ダイバーシティ経営等を想定（ガイドラインに記載予定）

（注2）地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業を想定（ガイドラインに記載予定）

D) 産業用地の確保に向けた支援

産業用地のストックが過去30年で最小規模となる中、**企業の投資判断のスピードに対応し、迅速な用地の確保を実現**していくことが重要。

改定内容

- 工場跡地を含む工場適地に関する情報の体系化と適切な開示
※国としても、産業立地を促進するための企業・地方公共団体間の情報共有を強化
- 地域未来投資促進法の土地利用調整制度を活用した、事業者のニーズを踏まえた産業用地の確保
※国としても、土地利用調整制度に係るガイドラインの改定や都市計画法の特例の拡充等を措置

地方公共団体等の取組モデルの提示（基本方針の改定案）

E) 賃上げ促進

労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分を**サプライチェーン全体で適切に転嫁できる環境整備等**を通じ、**事業者の賃上げを促進**していくことが重要。

改定内容

- 賃上げに向けて活用できる国の助成制度等に関する情報提供
- パートナシップ構築宣言の更なる拡大に向けた地域の経済団体等との協定締結・共同宣言への参画
- パートナシップ構築宣言企業向けの優遇措置の導入
- 国や労務管理を支援する機関と連携した、事業者の賃上げを促進する体制の構築

F) GX支援

カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の事業者に対する**地域の実情に応じたきめ細かな対応**を行い、**GXの地域実装を支援**していくことが重要。

改定内容

- 事業者のGXを支援するための組織横断的な体制の整備や支援機関とのネットワークの構築
※国としても、中小機構にカーボンニュートラルに関する相談窓口を設置しているほか、省エネ診断等の企業のGXに関する取組段階に応じた支援を実施
- 排出量の見える化・脱炭素化・省エネを促進する設備投資等への支援
- 革新的な製品・技術開発、新事業展開への支援
- 環境物品の公共調達による需要創出
- 事業者のGXの促進に資する人材育成への支援

地方公共団体等の取組モデルの提示（基本方針の改定案）

G) DX支援

労働力需給の逼迫が見込まれる中、デジタル技術の活用が企業・産業の競争力に直結することを踏まえ、**生産性向上や新事業展開の切り札となるDXの地域の事業者への着実な実装を推進**していくことが重要。

改定内容

- 支援機関等と連携した事業者のDX等を促進する支援体制の構築
※国としても、補助事業を通じて地域企業のDX支援体制（地域DX支援コミュニティ）整備のモデルケースを創出
- DX認定等の普及促進（取得等に関する相談窓口の設置、研修の実施、認定等取得事業者に対する優遇措置の導入）
- ITベンダーや大学等と連携した事業者のDX等の促進に資する人材育成やデジタル技術を活用した新事業創出への支援

H) 事業承継支援

事業者の経営資源が将来世代に引き継がれるとともに、**事業承継・引継ぎを契機とした経営革新を通じた生産性向上及び販路拡大等の新たな需要が開拓**されることが重要。

改定内容

- 国や事業承継・引継ぎを支援する機関と連携した支援機関のネットワーク構築を含む支援体制の整備
- 事業承継・引継ぎを契機とした経営革新に向けた支援
- 後継者を主体とした新規事業や事業拡大を始めとした支援

地方公共団体の事業環境整備の促進に向けた国の取組

- 基本計画に位置づけられた事業環境整備項目については、**デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の特例（申請上限数を超える申請が可能）の対象**となり、一定の要件を満たせば、原則認められていない**個別事業者への補助が可能**となる。なお、**基本計画に紐づく連携支援計画も特例の対象**としたところ。
- 今後、事業環境整備に関する**国と地方公共団体の役割分担について基本計画のガイドラインにて整理**するとともに、**地方公共団体等によるベストプラクティスを取りまとめて公表**予定。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業環境整備の例

熊本県では**交付金を活用し、地域未来牽引事業を支援するための個別事業者向け設備投資補助事業を実施**。

交付金の対象とする事業を基本計画に記載

○熊本県基本計画

6 事業環境の整備に関する事項
 (2)制度の整備に関する事項
 ②地方創生推進交付金の活用
 基本計画の計画期間内において、地方創生推進交付金を活用し、農林水産業分野、**自然共生型産業分野（アグリ等）**、成長ものづくり分野、第4次産業革命分野、観光・スポーツ分野、BCP対策関連分野において、**設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施**する予定。

地域未来投資促進法の特例の下で地方創生推進交付金申請・事業実施

○熊本県地方創生推進交付金実施計画

(事業名)
自然共生型産業（アグリ等）を核とした地域未来投資促進プロジェクト
 (事業内容)
 ・新たな生産方式による**未来型農業**の実現や、強みのある商品の更なる生産性向上等に取り組む**事業者の設備投資を補助**。

補助

地域経済牽引事業

○地域経済牽引事業計画

(事業名)
 クマモト**未来型農産業コンソーシアム拠点創出事業**
 (地域経済牽引事業者)
 株式会社ビタミン・カラー
 (事業内容)
 ・省人化によるほうれん草を周年生産するための**栽培環境自動調整機能付きビニールハウス等**を新設。

今後のスケジュール

- 改定基本方針については、本日の地域経済産業分科会での審議を踏まえた上で、意見公募（パブリックコメント）を実施し、2023年夏に公布・施行予定。

5月30日（火） 予定 意見公募（パブリックコメント）開始
6月28日（水） 予定 意見公募（パブリックコメント）終了
7月 改定基本方針（告示）の公布・施行
改定基本計画のガイドライン及び改定土地利用調整計画のガイドライン公表

以降、地方公共団体等による事業環境整備に係るベストプラクティス集公表

7月以降、順次、地方公共団体より新たな基本計画の同意申請を受け付け、同意協議を実施。

（参考）基本計画の目標値の設定方法の見直し

- 現行基本方針・ガイドラインにおいては、**基本計画で定める付加価値創出額の目標値の設定は、地域によって適切な算出方法（※）によることとされている。**（※）ガイドラインにおいて、①全産業付加価値額の増加分での設定、②特定分野の付加価値額の増加分での設定、③地域経済牽引事業による効果の積み上げによる増加分の設定 を例示。
- 今後は、地方公共団体の事業環境整備等の取組と成果である付加価値創出額の関係を適切に評価し、次期の基本計画に反映できるよう、**目標値は地域経済牽引事業による付加価値創出額の積み上げを原則**としてどうか。
- また、複数の「地域の特性を活用する分野」を設定する基本計画においては**分野ごと、可能であれば、分野内の具体的な業種ごと等に目標値を設定することを推奨**してどうか。

基本計画で採用されている目標値の設定方法の例

（例1）

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値創出額	- 百万円	2,500百万円	-

（算定根拠）

5,000万円／1件×50件=2,500 百万円

活用分野は①成長ものづくり分野、②医療・ヘルスケア分野、③環境・エネルギー分野、④第4次産業革命関連分野、⑤観光・スポーツ分野と様々だが、**全ての分野から一様に**1件当たり5,000万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業が生み出されるとの想定。

創出額の目標値を設定
具体的な業種ごとに付加価値

（例2）

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	-	16.5億円	-

（算出根拠）

	事業数	出荷額の増加額	①付加価値の増加額	A波及効果（生産者価格）
医薬品関連				
うち製薬業	18社	1,716億円	621億円	105.6%
うち関連	3社	38億円	17億円	144.6%
電子デバイス	2社	140億円	75億円	99.9%
機械・金属など	21社	289億円	170億円	135.5%
食料品・飲料	4社	33億円	9億円	138.1%
小計	48社	2,216億円	892億円	112.0%
デザイン・クリエイティブ、情報関連産業、物流	6社	5億円	3億円	
計	54社	2,221億円	895億円	
平均		46億円	16.5億円	

（参考）基本計画の目標値の設定方法の見直し

- 現行基本方針では、基本計画の計画期間（原則5年）の終了後、実施状況等を評価した上で新たに基本計画を作成することとされている。
- この評価は、基本計画の下で実施される地域経済牽引事業計画（実施期間＝5年未満）の一部について、付加価値創出額の見込みをもって行われることになる。
- PDCAサイクルを強化するため、今後は現行の評価に加え、すべての地域経済牽引事業が完了した段階においても、実績に基づく最終的な評価の実施を求めている。

